

第4次

菊川市 多文化共生推進行動指針

多様性を尊重し、
誰もが安心していきいきと暮らせる
多文化共生社会の実現

2022 ▶ 2026

 菊川市



はじめに



本市には令和4（2022）年2月末現在、3,540人の外国人住民が暮らしています。これは、人口の約7.41%を占めており、静岡県内で一番高い値となっています。

今後、人口減少・少子高齢化が一層進むと予想されているとともに、経済のグローバル化が進展し人の国際移動が活発化する中で、外国人住民との共生を推進することは不可欠です。

平成27（2015）年に国連サミットで採択された17の国際目標からなる「持続可能な開発目標：SDGs（Sustainable Development Goals）」では「誰一人取り残さない」という理念のもと、外国人住民を孤立させることなく、地域社会の一員として受け入れることが求められています。国籍や言語、習慣、文化がそれぞれ異なる人々が相互理解を深め、お互いに認め合い、多様性を尊重する多文化共生のまちづくりを進めていくことが必要です。

また、外国人住民も地域社会を支える貴重な担い手であり、その能力や独自の視点を活かし、活躍できるまちづくりを進めていくことで、菊川市の魅力向上や地域の活性化につながっていくものと期待しています。

このたび策定いたしました「第4次菊川市多文化共生推進行動指針」では、多様性を尊重し、日本人住民も外国人住民も、地域社会の一員として活躍できる多文化共生社会の実現に向けて、本市の特色を踏まえながら取り組むべき課題を整理しました。また、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」、「推進体制の整備」の4つを基本方針に掲げ、施策の方向性を示しています。今後は、本指針に基づき、関係機関と連携・協働しながら多文化共生社会の実現に向けた取組をより一層推進してまいります。

結びに、本指針策定にあたり、アンケート調査に御協力いただきました皆さまや、貴重な御意見をいただいた多くの皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

菊川市長 長谷川 寛彦

目次

第1章 指針の策定にあたって

- 1 策定の経緯 1
- 2 多文化共生を取り巻く動向 2

第2章 菊川市の現状と課題

- 1 菊川市の現状
 - (1) 人口推移 3
- 2 菊川市の課題
 - (1) 菊川市多文化共生（外国人住民）アンケート調査結果 7
 - (2) 菊川市多文化共生（日本人住民）アンケート調査結果 14
- 3 第3次指針の評価 15

第3章 指針の基本的な考え方

- 1 基本理念 17
- 2 位置づけ 17
- 3 期間 17
- 4 目標指標 17
- 5 施策の体系 18

第4章 施策の内容

- 1 コミュニケーション支援
 - (1) 行政・生活情報の多言語化 19
 - (2) 相談体制の充実 20
 - (3) 日本語教育の推進 21
 - (4) 日本社会に関する学習機会の提供 22
- 2 生活支援
 - (1) 教育環境の整備 23
 - (2) 労働環境の整備 25
 - (3) 防災・防犯・交通安全への意識啓発 26
 - (4) 安心して暮らせる環境づくり 27
- 3 多文化共生の地域づくり
 - (1) 多文化共生の意識啓発 29
 - (2) 地域社会への参画促進 30
 - (3) 多様性を生かした地域づくり 31
- 4 推進体制の整備
 - (1) 多文化共生推進体制の整備 32

参考資料

- 第4次菊川市多文化共生推進行動指針策定の過程 33
- 菊川市多文化共生推進行動指針庁内策定委員会要綱 34

第1章

指針の策定にあたって

1 策定の経緯

本市では、平成 20（2008）年に「第1次菊川市多文化共生推進行動指針」（平成 20～24 年度）を、平成 25（2013）年に「第2次菊川市多文化共生推進行動指針」（平成 25～28 年度）を策定し、言葉や教育など、多文化共生に関する様々な課題に対応してきました。平成 29（2017）年3月には、「第3次菊川市多文化共生推進行動指針」（平成 29～令和3年度）を策定し、「国籍を超えて、誰もが幸せで安心して暮らせる多文化共生社会」の実現を基本理念とし、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めてきました。

本市の外国人住民は、平成 2（1990）年の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」）の改正により、市内の企業を中心に日系人を積極的に雇用するようになったことから、ニューカマーと呼ばれる南米系外国人を中心に年々増加しました。平成 20（2008）年には、4,100 人を超えピークに達しましたが、リーマンショックや震災の影響により帰国する方が増えたことにより減少に転じることとなりました。

一方で、このような状況下でも菊川市に暮らし続けた外国人住民も多くいたほか、平成 28（2016）年から再び外国人住民数は増加に転じました。また、近年はベトナムやインドネシアなど、アジア各国から技能実習生としての来日が増加しており、多国籍化も進んでいました。

このような中、令和 2（2020）年1月から新型コロナウイルスが世界的に感染拡大し、人の往来が制限され、人と人との接触も制限されるなど、国内外の社会経済に大きな影響を及ぼしています。特に、非正規の多い外国人住民の雇用問題や、それに伴う生活や子どもの教育など、様々な面で課題が生じています。新型コロナウイルス感染症の影響は広範で長期にわたることが見込まれるため、これまでも増して外国人住民が安心して暮らせる環境整備の重要性が高まっています。また、感染予防に向けた情報提供や意識啓発、ワクチン接種に関する情報の周知など、外国人住民に向けた多言語・やさしい日本語での情報発信を推進していく必要性も増えています。

さらには、在留資格「特定技能」の創設や、デジタル化の進展、自然災害の激甚化など、多文化共生を取り巻く社会情勢も大きく変化しています。

以上の状況を踏まえ、令和 3（2021）年度をもって「第3次菊川市多文化共生推進行動指針」の期間が満了となることから、新たな社会情勢の変化や、これまで取り組んできた多文化共生施策の課題などを踏まえ、「第4次菊川市多文化共生推進行動指針」を策定します。

2 多文化共生を取り巻く動向

(1) 国の動向

法務省のまとめによると、全国の令和元（2019）年12月末時点での在留外国人数は293万3,137人と、前年12月（平成30年）に比べ、20万2,044人増となり、過去最高となりました。在留外国人数は入管法の在留資格再編が行われた平成2（1990）年以降、右肩上がりに増加してきました。国は、入管法の改正により、平成31（2019）年4月に新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設し、外国人材の受入れ・共生のための取組を推進しています。そのため、平成30（2018）年12月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」）を令和元（2019）年6月に改訂し、外国人の受入と共生社会づくりに政府全体で取り組んでいます。また、多文化共生社会推進政策を所管する総務省でも、総合的対応策の改訂に伴い、令和2（2020）年9月に「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を行いました。

また、外国人住民との共生には、日本語教育の充実が欠かせないことから、令和元（2019）年6月に日本語教育推進法が施行され、国、地方自治体、事業主の日本語教育に対する責務が明確化されました。

(2) 静岡県の動向

静岡県では、「静岡県多文化共生推進基本条例」（平成20年制定）に基づき、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を平成23（2011）年に策定しました。令和3（2021）年度に策定した計画（3期目）では、「静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指す。」を基本目標に掲げ、静岡県の取組の基本的な方向を示しました。

(3) 国連サミットにおけるSDGsの採択

平成27（2015）年の国連総会において、「持続可能な開発目標：SDGs（Sustainable Development Goals）」が採択され、世界各国において、誰一人取り残さない持続可能で多様性（ダイバーシティ）と包摂性（インクルージョン）のある社会の実現のための取組が進められています。

本指針の推進にあたり、SDGsの視点を取り入れ、多文化共生施策を展開します。



第2章

菊川市の現状と課題

1 菊川市の現状

(1) 人口推移

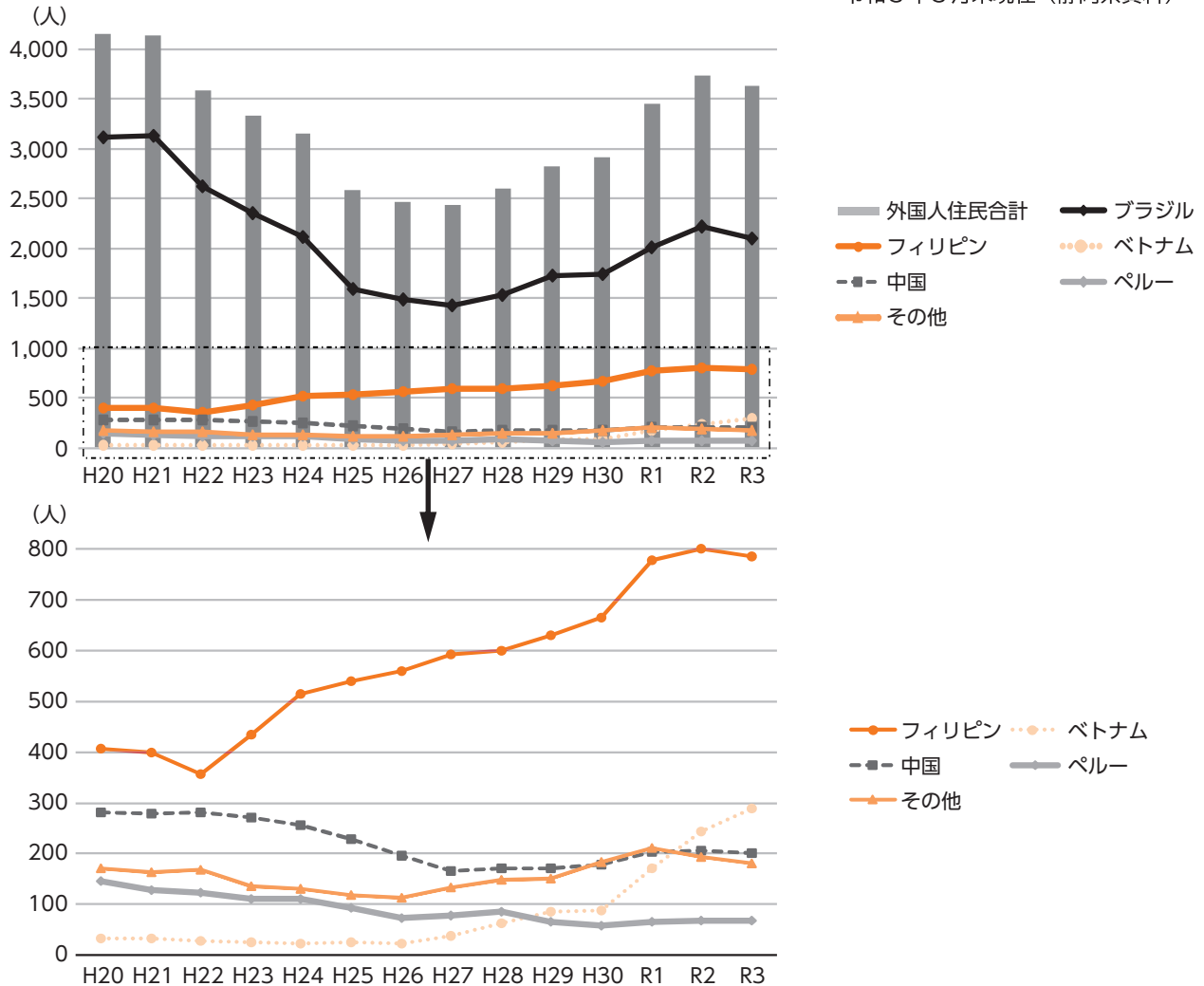
①外国人人口の状況

本市の外国人住民数は、リーマンショック以降の景気低迷や東日本大震災の影響によって平成 20（2008）年をピークに減少を続けていましたが、平成 28（2016）年より増加に転じました。令和 3（2021）年 3 月末の外国人人口は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより前年より僅かに減少しましたが、総人口の 7.55%にあたる 3,628 人（30 カ国）となりました。

外国人人口割合県内上位の状況

市町	外国人住民数	総人口	外国人住民が占める割合
菊川市	3,628	48,066	7.55%
吉田町	1,826	29,382	6.21%
袋井市	4,627	88,144	5.25%
湖西市	3,485	58,938	5.91%
磐田市	8,557	169,013	5.06%
牧之原市	2,145	44,560	4.81%
清水町	1,245	31,989	3.89%
掛川市	4,469	116,687	3.83%
焼津市	4,813	138,497	3.48%
御前崎市	1,058	31,522	3.36%
静岡県	97,590	3,674,758	2.66%

令和 3 年 3 月末現在（静岡県資料）



各年3月末現在（市民課資料）

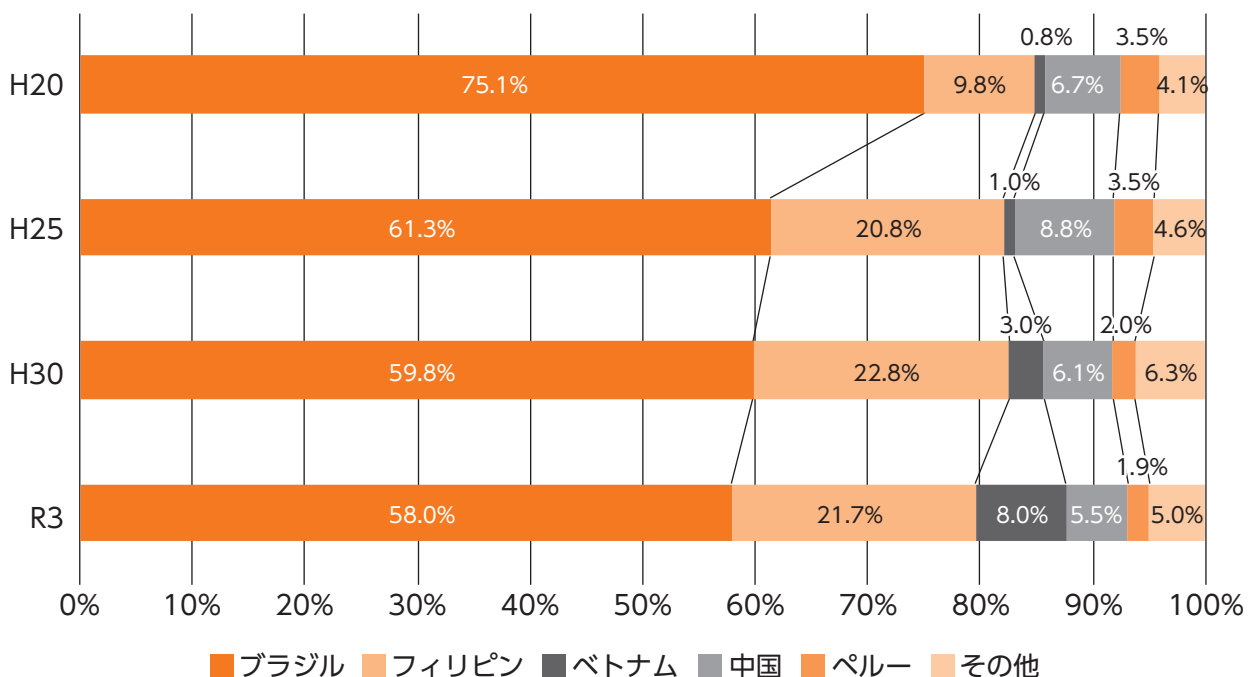
国籍	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ブラジル	3,122	3,131	2,632	2,356	2,123	1,591	1,496	1,438	1,542	1,725	1,748	2,020	2,221	2,103
フィリピン	407	400	356	433	515	539	560	591	600	631	666	778	800	786
ベトナム	34	34	28	26	24	25	24	37	63	86	89	172	244	289
中国	280	279	282	271	255	228	197	166	170	171	179	203	207	200
ペルー	145	129	123	110	111	92	73	77	85	66	58	66	69	69
その他	170	164	169	137	131	119	112	134	149	152	183	211	194	181
外国人住民合計	4,158	4,137	3,590	3,333	3,159	2,594	2,462	2,443	2,609	2,831	2,923	3,450	3,735	3,628
日本人住民	45,571	45,611	45,522	45,302	45,378	45,340	45,296	45,236	45,214	44,996	44,927	44,869	44,739	44,438
総人口	49,729	49,748	49,112	48,635	48,537	47,934	47,758	47,679	47,823	47,827	47,850	48,319	48,474	48,066
総人口に占める 外国人住民の割合	8.36%	8.32%	7.31%	6.85%	6.51%	5.41%	5.16%	5.12%	5.46%	5.92%	6.11%	7.14%	7.71%	7.55%

②国籍別人口の状況

外国人住民の内、約60%がブラジル国籍、約20%がフィリピン国籍となっています。第1次行動指針を策定した平成20（2008）年は、ブラジル国籍者が約75%、フィリピン国籍者が約10%であり、国籍別の割合が大きく変化しています。近年は技能実習生の増加といった要因により、ベトナムなどアジア圏の国籍の人が増えています。

各年3月末現在（市民課資料）

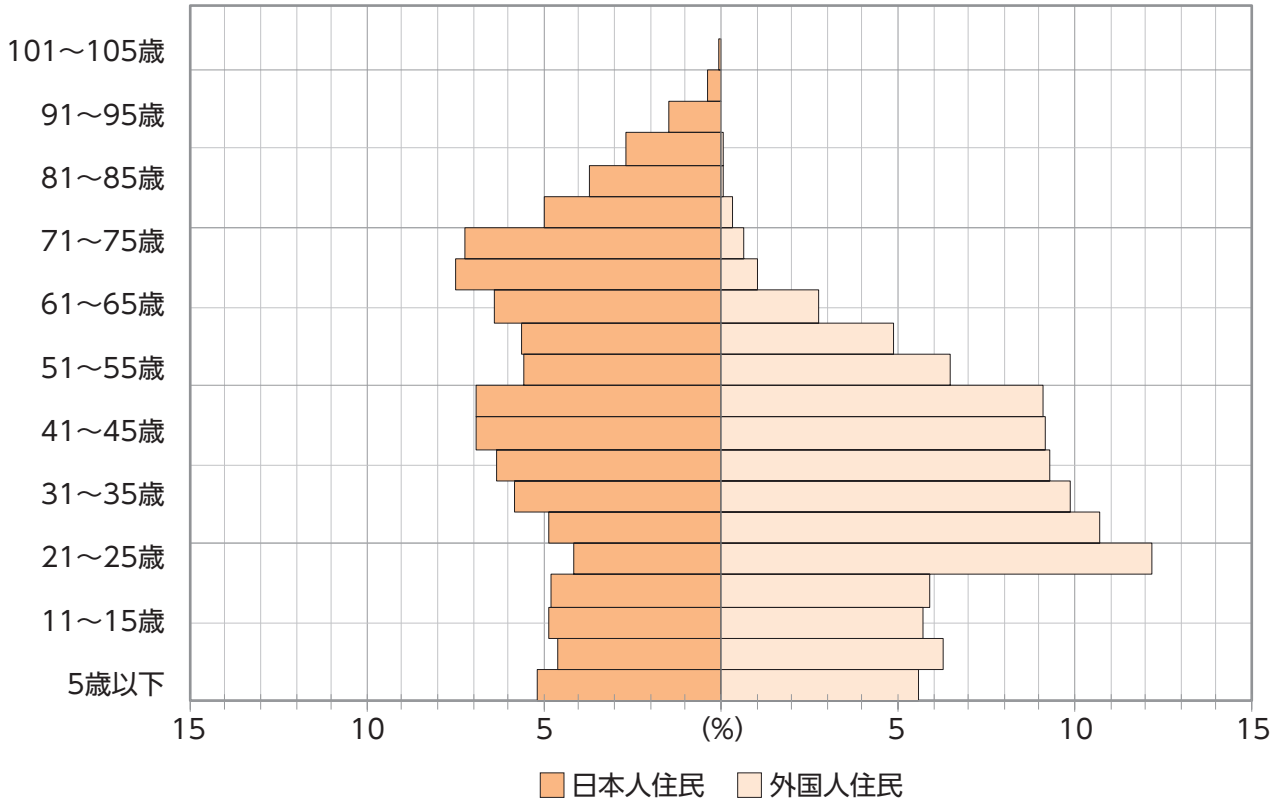
国籍別外国人住民の推移



③年齢別人口構成比

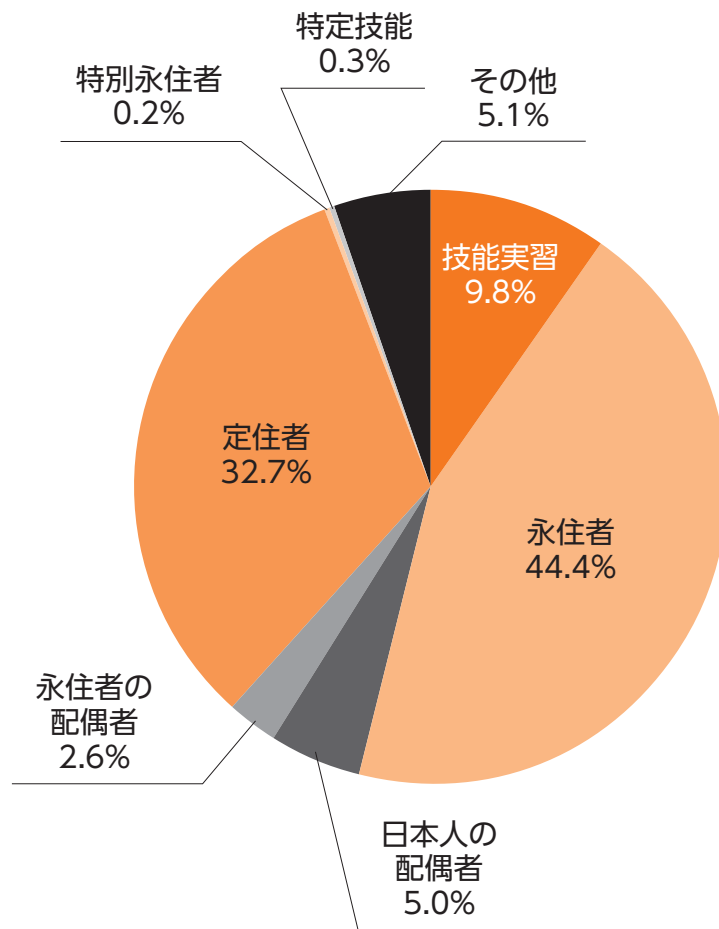
令和3(2021)年3月末現在、最も比率の高い年齢層は日本人住民が66歳～70歳、外国人住民は21歳～25歳となっており、日本人住民の年齢別人口構成比と大きく異なっています。

令和3年3月末現在（市民課資料）



④在留資格別人口

令和3（2021）年3月末現在、就労活動の制限のない在留資格である永住型在留資格（永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等）をもつ外国人住民は全体の約80%を占めています。技能実習生が占める割合が増加するなど、在留資格の種類は多様化しております。



令和3年3月末現在（市民課資料）

2 菊川市の課題

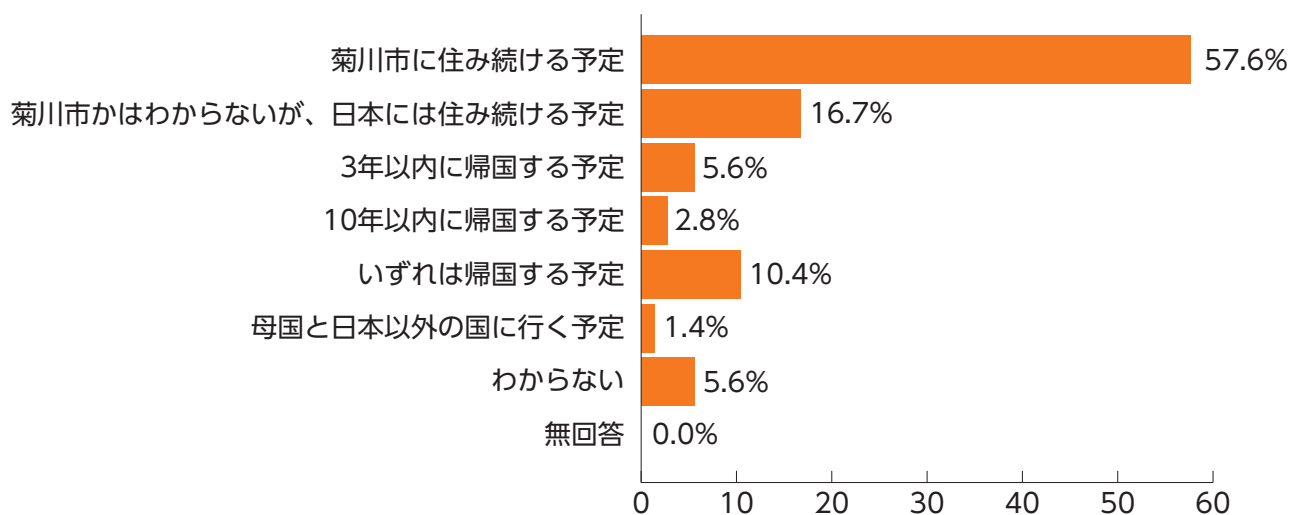
(1) 菊川市多文化共生（外国人住民）アンケート調査結果（令和2年12月実施）

- ・アンケート対象者：ブラジル国籍、フィリピン国籍、中国国籍、ペルー国籍
- ・回収率：28.8%（500通送付、144通回収）

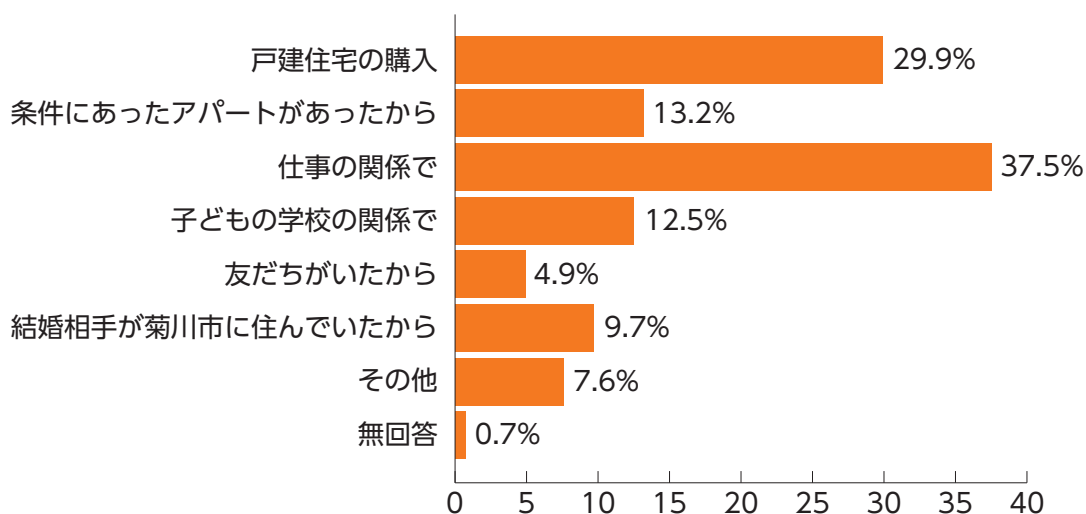
① 菊川市に住み続けるか

半数以上が菊川市に住み続けると回答し、約16%が日本に住み続けると回答しました。また、約3割が戸建ての購入を機に菊川市に住み始めたと回答し、定住に対して意識が高いことがわかります。

【菊川市に住み続ける予定について】

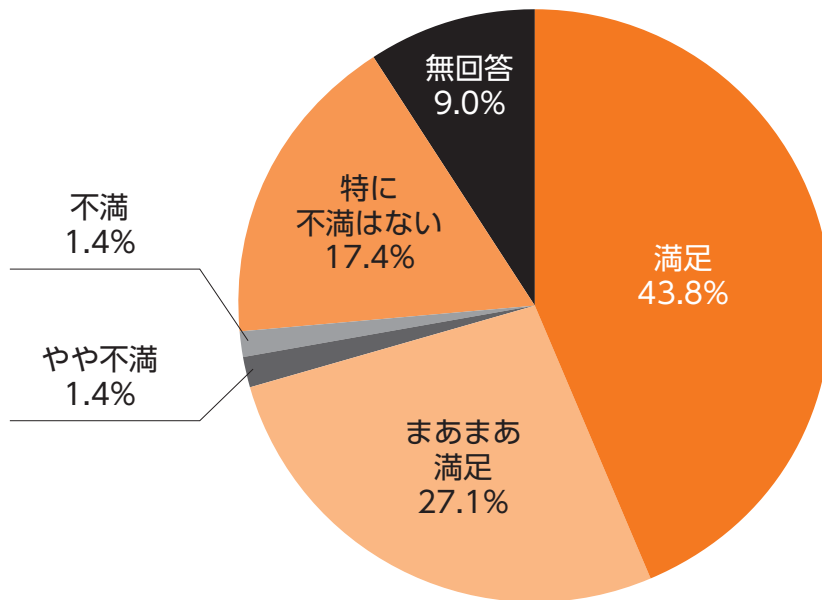


【菊川市に住み始めたきっかけについて】

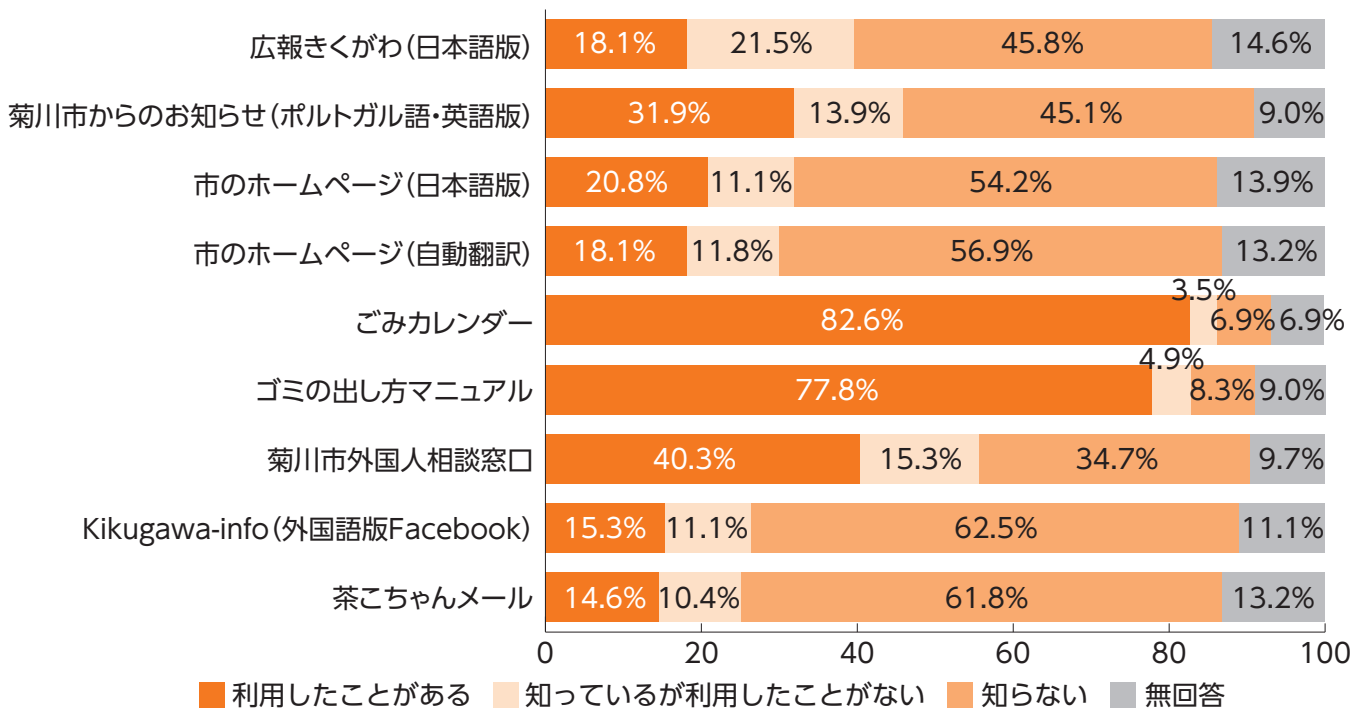


②菊川市からの情報発信に対する満足度について

市役所からの情報に「満足」と答えた人は、平成 27（2015）年の前回調査と比べて 12.5 ポイント上昇しました。生活に欠かせないごみの捨て方については、多くの方が利用しておりますが、外国語版フェイスブックページや茶こちゃんメールについては、運用から期間が短いこともあり、知名度が低く、更なる周知が必要です。



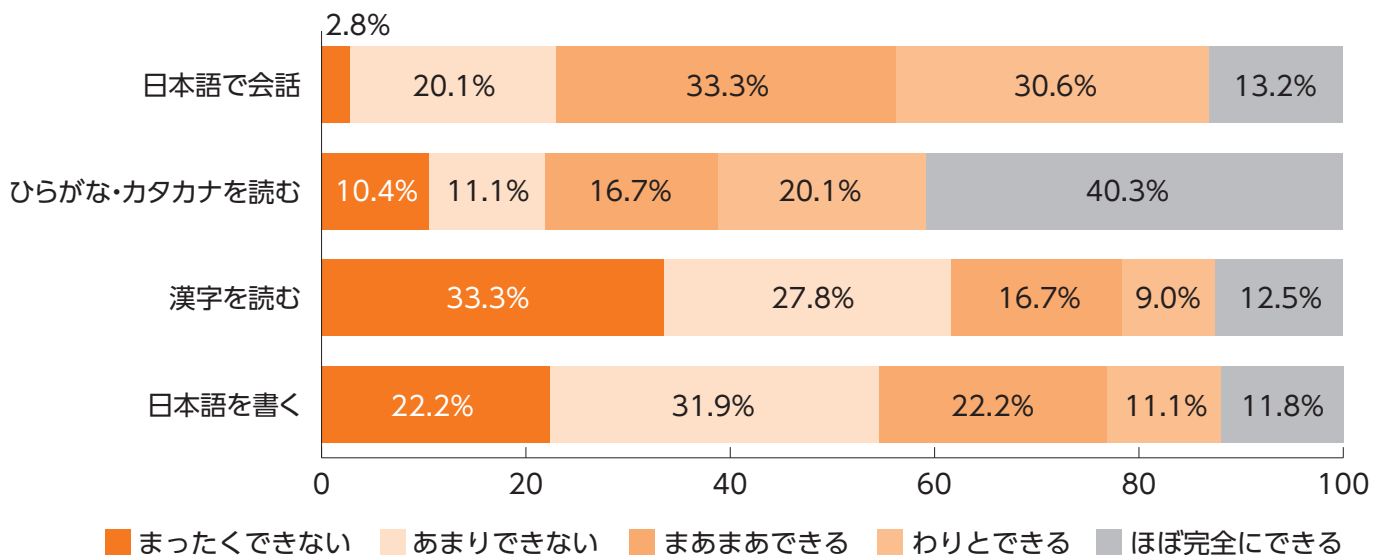
【菊川市から提供している情報の知名度について】



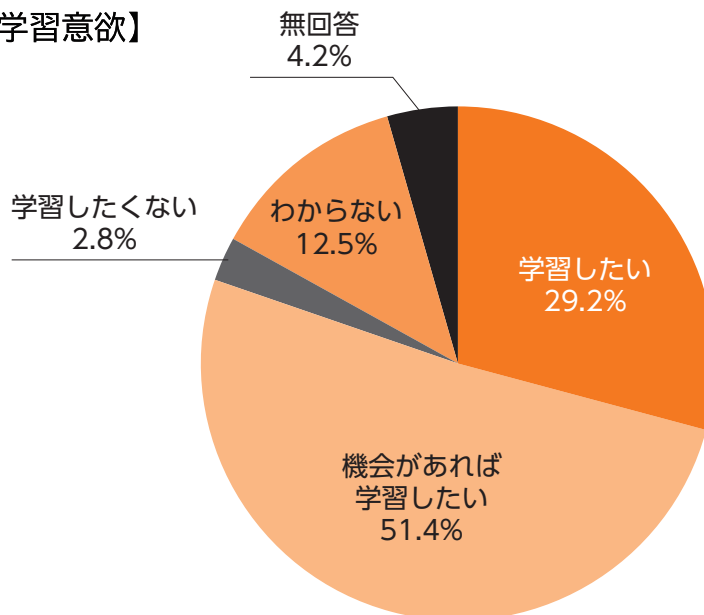
③日本語の学習について

日本語での会話や、ひらがな、カタカナを読む能力を見ると、8割程度が「できる」と回答しています。しかし、書く力や漢字を読む能力を見ると、約半数が「まったくできない、あまりできない」と回答しており、日本語での情報を受け取ること苦勞していることがうかがえます。一方で、漢字にふりがなをつければ読むことができる文書が増えるということがわかりました。また、仕事では日本語を使用している人が多いですが、子どもとの会話では、親の母語を話していることが多い、ということがわかりました。日本語を勉強している理由としては、生活や仕事のために日本語を学習している人が多く、外国人住民のニーズに合った日本語教室を開催する必要があります。

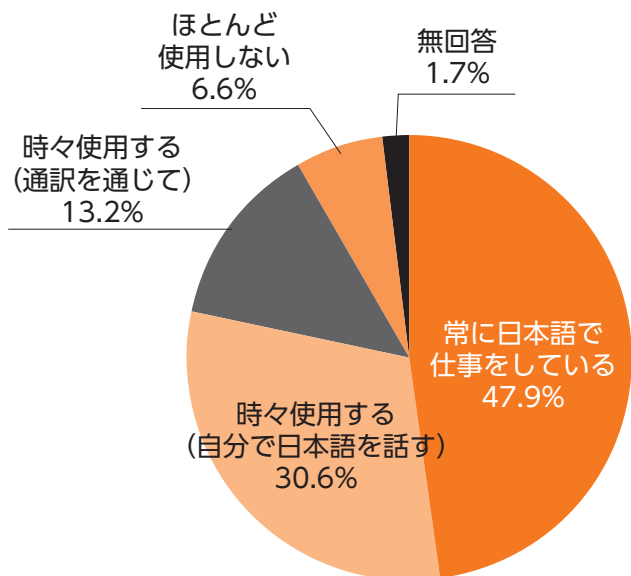
【日本語能力】



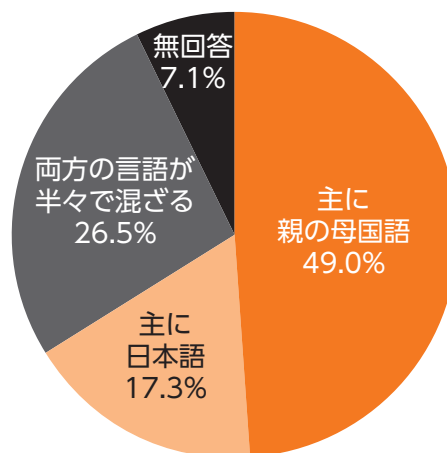
【日本語学習意欲】



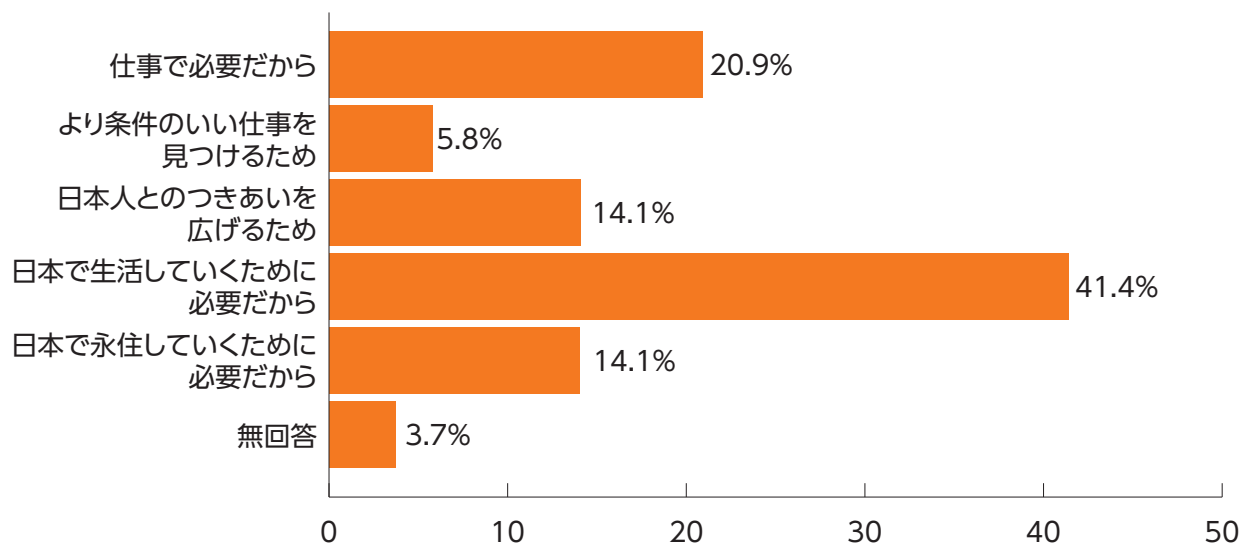
【日本語使用頻度】



【子どもとの会話について】



【日本語を学習する理由】

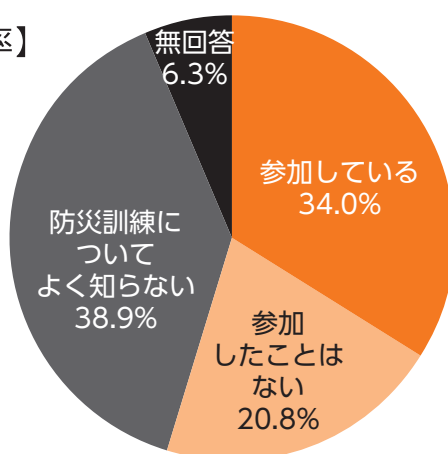


④防災訓練について

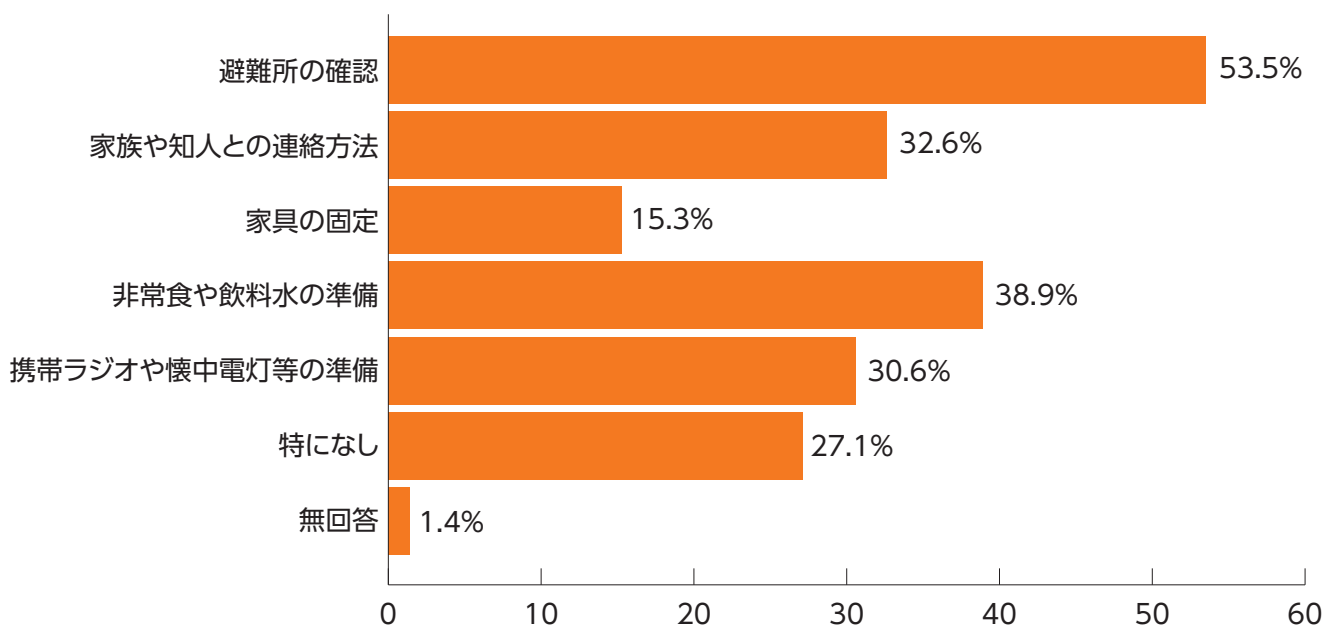
約6割が防災訓練を「知らない」「参加したことがない」と回答しましたが、避難所の確認や非常食の準備など、各自災害に備えていることがわかりました。一方で、災害に対して準備をしていない、と3割が回答しました。災害発生時に困らないよう、防災に関する冊子の配布や出前行政講座などを通して、災害について理解を深める必要があります。

災害時の情報はインターネットや SNS など、多くの人が市役所で発信している媒体以外から情報を集めていることがわかりました。災害時に正確な情報がすばやく伝わるために、茶こちゃんメールや外国語版フェイスブックページを周知する必要があります。

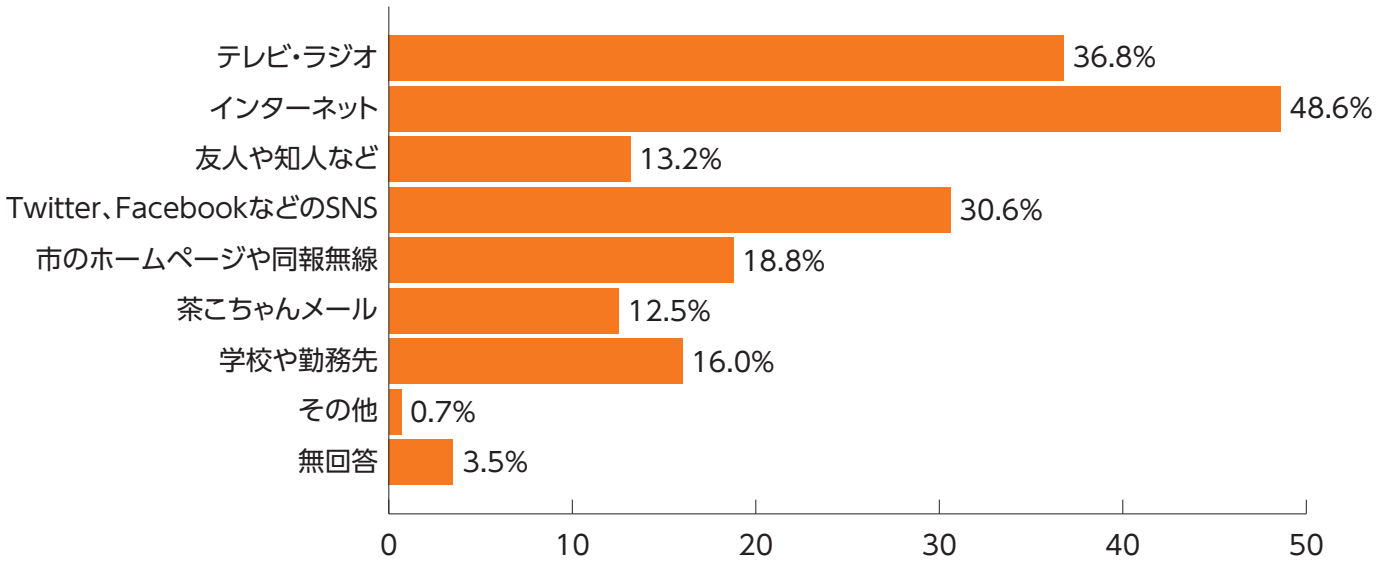
【防災訓練参加率】



【災害に備えて準備していること】（複数回答）



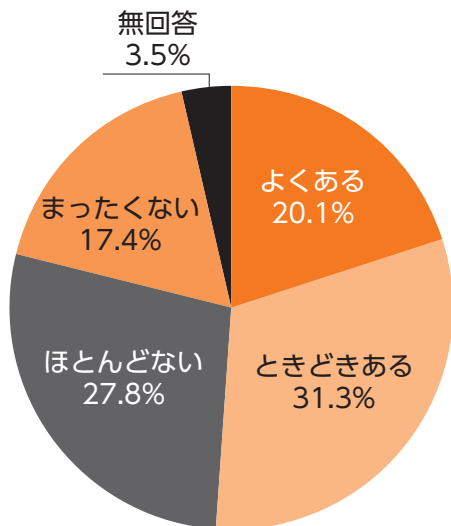
【防災情報をどこから得ているのか】



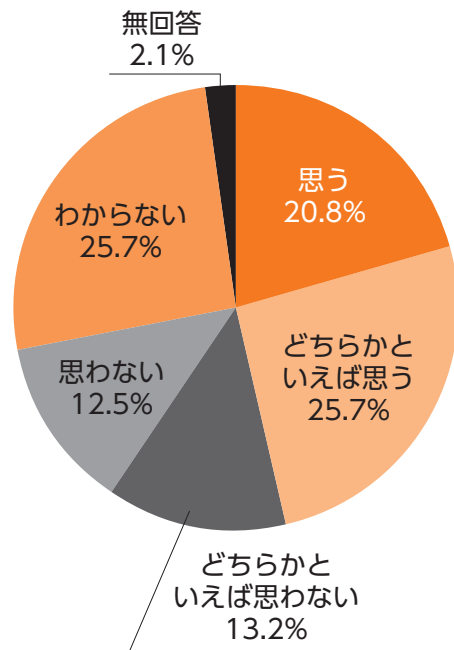
⑤地域の人との交流について

約5割が地域の人との交流が「よくある」「ときどきある」と回答しましたが、前回に比べて減少しており、地域の人と交流したいと考える人も減少しました。地域の日本人と外国人住民の交流の場づくりを促進していく必要があります。

【地域の人との交流の頻度】



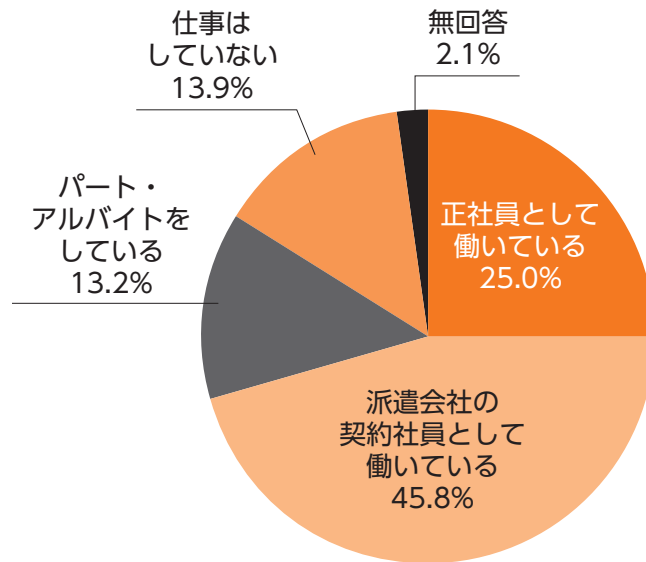
【地域の人と交流したいか】



⑥雇用形態について

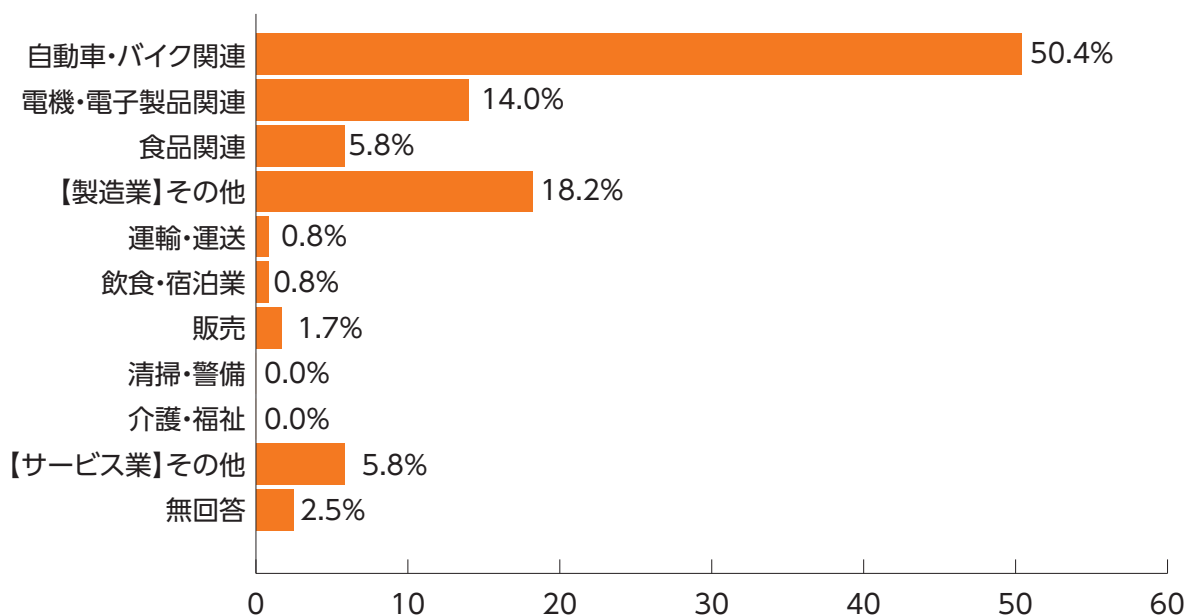
約6割が非正規での雇用となっております。安定した生活を送るために、正規雇用の就労に繋がる支援が必要です。

【現在の仕事について】



【業種について】

働いている人の内、9割近くの人が製造業に従事していることがわかります。特に半数が自動車・バイク関連の製造にかかわっています。



(2) 菊川市多文化共生（日本人住民）アンケート調査結果（令和2年12月実施）

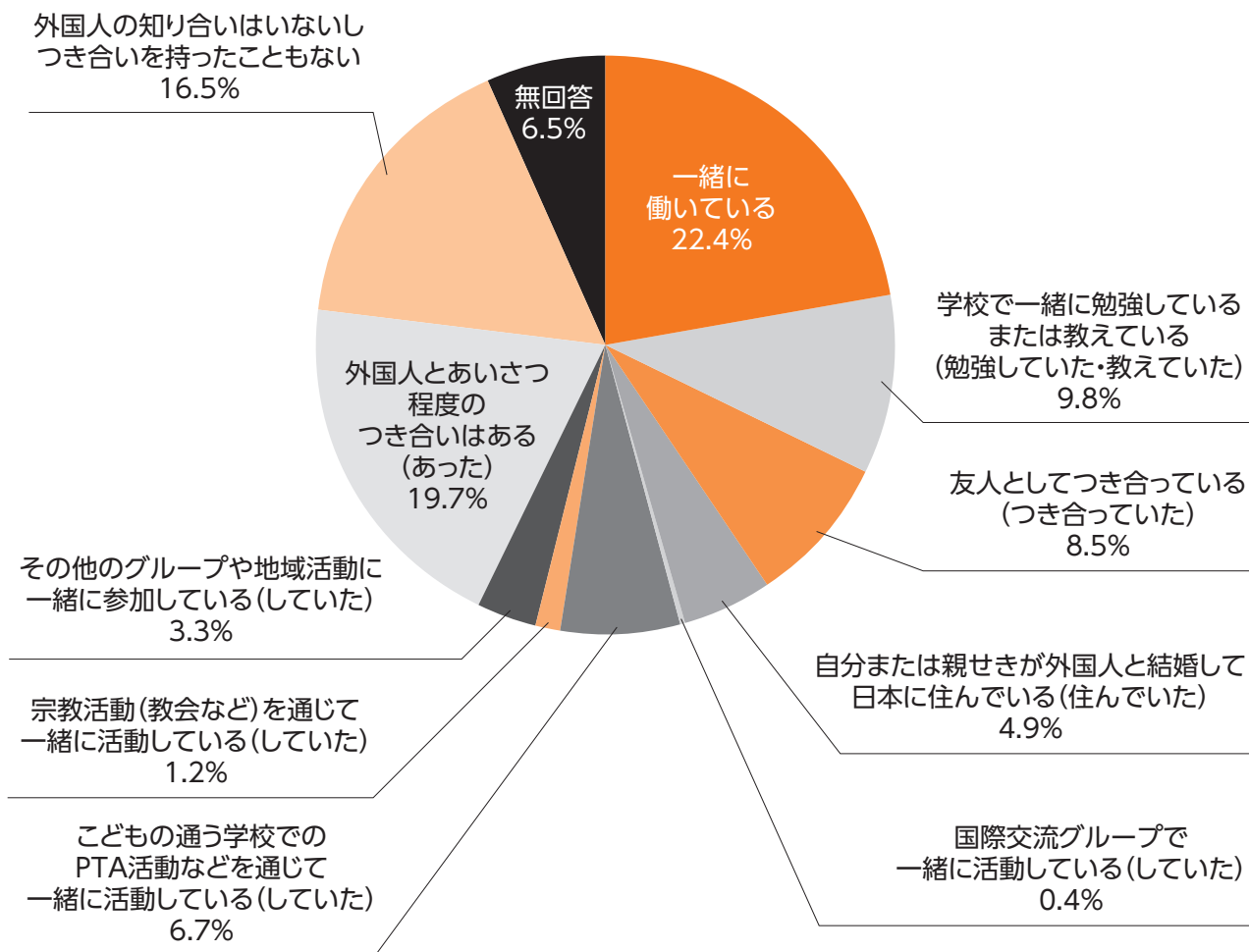
- ・アンケート対象者：菊川市に居住する16歳以上の市民1,000人
- ・回収率：36.8%（1,000通送付、368通回収）

外国人と関わる中で良かったことがなかったと答える人が約6割を占めている一方で、「外国の文化や言葉に興味を持つようになった」と答える人が約3割を占めている。外国人との交流が異文化理解へつながっていくと考えられます。

自由記述では、日本語が伝わらない、ごみの捨て方などのルールが守られていないという意見が多く挙がりました。言葉の壁があり、日本語で上手にコミュニケーションを取ることができないことや、日本の習慣やルールに対して理解が少ないことに対して困っている、という意見が多く挙げられました。

【外国人住民とのかかわりについて】

30%以上の方が職場や学校で外国人と関わりがありますが、「かかわりがまったくない」と回答した人が約16%、「あいさつ程度のかかわり」と回答した人が約20%と地域の中で外国人住民と交流している人が少ないことがわかります。



3 第3次指針の評価

第3次菊川市多文化共生推進行動指針では、基本理念である「市民の誰もが幸せで安心して暮らせる地域社会」を実現するために、以下の3つの目標指標を設けました。

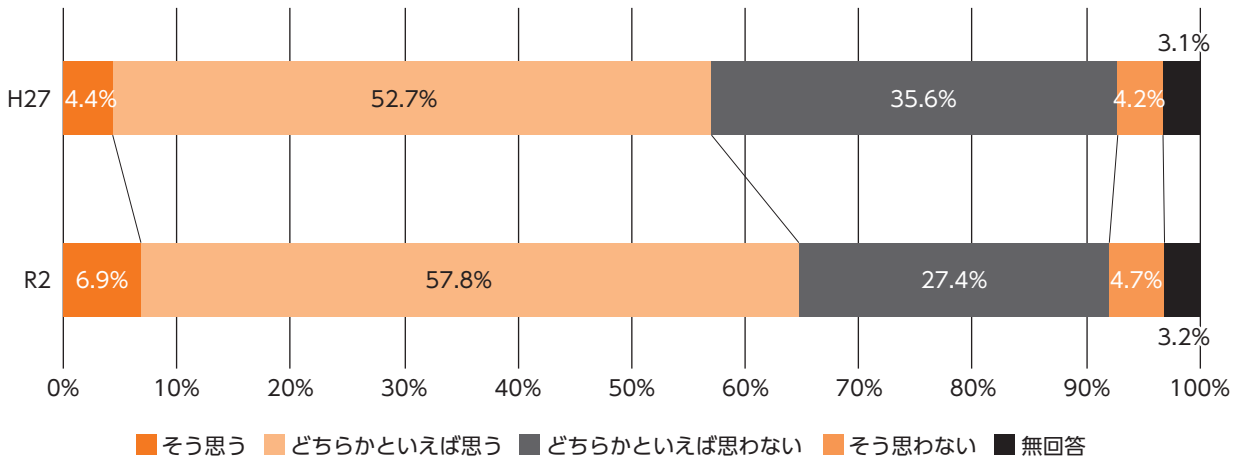
項目	H27 (指針策定時)	H29	H30	R1	R2	R3 (最終目標)	評価
文化や国籍が異なる人々が共に暮らしやすいまちだと感じる住民の割合 (市民アンケート)	57.1%	51.3%	55.5%	57.3%	64.7%	62%	最終目標を達成
菊川市が住みやすいまちだと感じる 外国人住民の割合 (外国人住民アンケート)	84.7%	—	—	—	91%	上昇	最終目標を達成
今後も菊川市に住みたいと感じる 外国人住民の割合 (外国人住民アンケート)	59.5%	—	—	—	57.6%	65%	指針策定時より下降

毎年実施している『菊川市総合計画・行政評価市民アンケート調査』では、「文化や国籍が異なる人々が共に暮らしやすいまちだと思う」という質問に対して、「満足・やや満足」と回答した割合は64.7%（令和2年度）と平成27年度と同調査と比較して7ポイント上昇し、目標を達成しました。

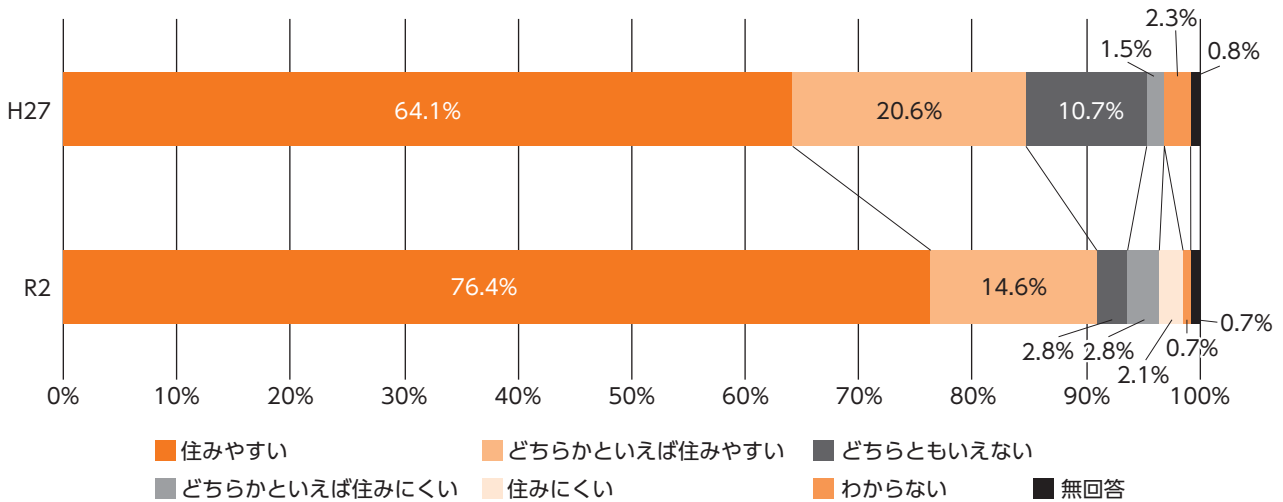
菊川市多文化共生事業の成果として令和2年度に実施した外国人住民アンケートでは、菊川市が「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答した割合は91%と平成27年の同調査と比較して6.3ポイント上昇し、目標を達成しました。外国人住民の支援体制が定着し、外国人住民にとって住みやすいまちづくりが進んでいると言えます。一方で、「今後も菊川市に住みたいと感じる」と回答した外国人住民の割合は57.6%となっており、目標を達成できず、指針策定時よりも下降しました。約9割の人が菊川市を住みやすいと感じているにもかかわらず、今後も菊川市に住み続けたいと考えている人は約半数となっています。

外国人住民への支援体制は整備されてきていますが、日本人と外国人住民の地域交流を促進し、多文化共生に対する意識啓発がより一層必要だと思われます。様々な変化に対応するために、現在実施している多文化共生事業を見直し、新たな施策についても検討していく必要があります。

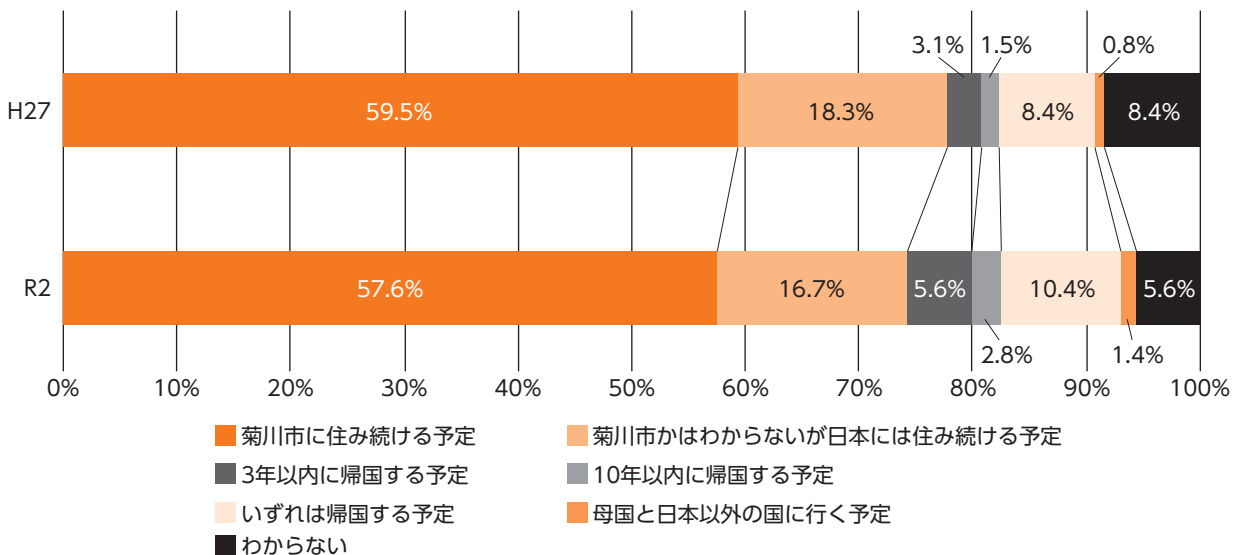
文化や国籍が異なる人々がともに暮らしやすいまちだと感じる住民の割合
(市民アンケート)



菊川市の住みやすさについて (外国人住民アンケート)



菊川市での滞在予定について (外国人住民アンケート)



第3章

指針の基本的な考え方

1 基本理念

多様性を尊重し、誰もが安心していきいきと暮らせる多文化共生社会の実現

2 位置づけ

本指針は「第2次菊川市総合計画」を上位計画とする個別指針であり、多文化共生社会の実現に向けての今後の方針や考え方を明確にしたものです。庁内を中心とした取組を体系的かつ総合的にまとめています。

また本指針は、第2次菊川市総合計画をはじめ、他の関連計画との整合性を図っています。なお、このプランの指標について、最終目標（令和8年度）を、各計画の最終目標（令和7年度）と同数にしています。

3 期間

本指針の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。期間中に国における多文化共生に係る方針や国際社会の動向など社会情勢の変化に応じ、適宜見直しを行います。









4 目標指標

菊川市多文化共生事業として、以下の項目を目標指標とします。

項目	R 2 (実績)	R 6 (中間目標)	R 8 (最終目標)
文化や国籍が異なる人々がともに暮らしやすいまちだと感じる住民の割合（市民アンケート）	64.7%	65.9%	67%
菊川市が住みやすいまちだと感じる外国人住民の割合（外国人住民アンケート）	91%	—	上昇 ※1
今後も菊川市に住みたいと感じる外国人住民の割合（外国人住民アンケート）	57.6%	—	65% ※1

※1 外国人住民アンケートは令和7年度実施予定

5 施策の体系

基本理念	施策の柱	基本施策
多様性を尊重し、誰もが安心していきいきと暮らせる多文化共生社会の実現	1 コミュニケーション支援 	(1) 行政・生活情報の多言語化
		(2) 相談体制の充実
		(3) 日本語教育の推進
		(4) 日本社会に関する学習機会の提供
	2 生活支援     	(1) 教育環境の整備
		(2) 労働環境の整備
		(3) 防災・防犯・交通安全への意識啓発
		(4) 安心して暮らせる環境づくり
	3 多文化共生の地域づくり 	(1) 多文化共生の意識啓発
		(2) 地域社会への参画促進
		(3) 多様性を生かした地域づくり
	4 推進体制の整備 	(1) 多文化共生推進体制の整備

第4章

施策の内容



1 コミュニケーション支援

(1) 行政・生活情報の多言語化

日本語能力が不十分な外国人住民が安心して暮らせるまちをつくるためには、行政・生活情報の多言語化を推進することが重要です。

本市では、多言語対応が可能な通訳員の配置や多言語版広報紙の発行、市ホームページの多言語化など、外国人住民が行政サービスを始めとした生活に必要な知識や情報を得ることができる環境整備に努めてきました。

近年は外国人住民の多国籍化が進んでおり、これまでの英語・ポルトガル語以外の言語での対応の必要性が増しています。また、インターネットや SNS の普及などにより、生活に必要な情報を得る手段も多様化しています。

今後は、行政・生活情報の多言語化の更なる充実と、より多くの外国人住民に情報を届けるため、多様な情報媒体を活用した情報発信に取り組むとともに、「やさしい日本語」の活用を推進していきます。

No.	事業	担当課	内容
1	多言語対応可能な通訳員の配置	地域支援課	日本語が不自由な外国人住民と市職員の意思疎通が図れるようにポルトガル語・英語などに対応できる通訳員を配置する。
2	庁舎内における案内表示などの多言語化	各部署	外国人住民が庁舎内で困らないよう、庁内の案内表示などの多言語化を推進する。
3	多言語版広報紙の作成・配布	地域支援課 秘書広報課	ポルトガル語、英語、やさしい日本語に対応した『菊川市からのお知らせ』を毎月発行し、公共施設や外国人利用施設、希望する自治会に配布する。また、市ホームページへの掲載やフェイスブックページでの情報発信を行う。
4	各種案内通知の多言語化	各部署	行政サービスや制度を周知するため、各種案内や通知などの多言語化を進め、外国人住民へ情報が伝わる環境づくりを行う。
5	市ホームページを活用した情報提供	秘書広報課 地域支援課	市ホームページについて、アクセシビリティに配慮したサイトづくりを行うとともに、多言語による情報提供を行う。
6 新規	SNS を活用した情報提供	秘書広報課 地域支援課	「外国人相談窓口フェイスブックページ」などにより、市からの情報や外国人住民の生活に必要な情報をポルトガル語、英語、やさしい日本語により発信する。

No.	事業	担当課	内容
7 新規	ICT を活用した多言語対応の推進	地域支援課 企画政策課	窓口における翻訳機器や翻訳アプリの利用促進、翻訳システムによる行政文書の多言語化など、ICT を活用した多言語情報提供を推進する。
8 新規	やさしい日本語の活用促進	地域支援課 秘書広報課	市の業務において「やさしい日本語」による通知などの作成、窓口対応、情報発信を推進する。また、市民に対する啓発を実施し、やさしい日本語の活用への理解促進を図る。

(2) 相談体制の充実

外国人住民の日常生活での不安を軽減させるためには、様々な問題について気軽に相談できる相談窓口が必要です。

本市では、令和2年3月に常設の外国人相談窓口を開設し、生活全般に関する相談や、生活情報の提供、困りごとや迷いごとに対する助言や専門機関の紹介を行うほか、多言語での情報提供も実施しています。

今後は、外国人相談窓口の適切な運営と相談員の対応力向上などに取り組むとともに、県や他市町多言語相談窓口や、市役所内の相談支援機関と連携することで、適切な支援や、きめ細やかな対応を推進していきます。

No.	事業	担当課	内容
9	外国人相談窓口の運営	地域支援課	外国人住民に対する多言語での情報提供や、生活上の相談に多言語で対応し、関係機関への取次ぎなどを行う常設の外国人相談窓口を運営する。また、チラシなどを活用して積極的に窓口を周知する。
10 新規	外国人相談窓口相談員の対応力向上	地域支援課	県や他市国際交流協会などが主催する研修への参加や、相談対応に必要な情報収集を行い、相談員の対応力向上を図る。
11 新規	県、他市町多言語相談窓口との連携促進	地域支援課	県多文化共生総合相談センターや、他市町の多言語相談窓口と、相談内容に応じた回答事例や専門機関に関する情報共有などの連携を促進する。
12 新規	各相談支援機関との連携	地域支援課	外国人住民からの相談に対し、適切な相談支援機関に取次ぎを行うため、各分野の相談支援窓口間の連携を促進する。

(3) 日本語教育の推進

言葉に不安を持つ外国人住民が円滑な意思疎通を図れず、様々な場面において支障が生じる可能性があります。また、外国人住民が地域や職場で能力を発揮するためには、日本語能力を身に付けておくことが重要です。

本市では、国際交流協会と連携し、日本語学習機会の提供を行ってきましたが、外国人住民に情報が届いていなかったり、開催場所や時間の問題で参加できなかったりするなどの課題がありました。また、外国人住民に日本語を教えることのできる人材の確保も課題となっていました。

外国人住民を日本社会の一員として受け入れ、地域住民と日常生活及び社会生活を円滑に営むために、日本語能力を習得することは極めて重要です。今後も、外国人住民に対する日本語学習機会の提供を推進するとともに、様々な機関が実施する日本語学習に関する情報を提供します。また、日本語指導ボランティアの育成も推進していきます。

No.	事業	担当課	内容
13	日本語学習機会の提供	国際交流協会 地域支援課	国際交流協会と連携し、日本語の学習を希望する外国人住民に、日本語を学んでもらう機会を提供する。
14 新規	日本語学習に関する 情報提供	地域支援課	国・県などが開設する日本語学習サイトの情報や、関係機関・NPO法人などが実施する日本語学習に関する情報などを、ウェブサイトやSNSにより提供する。
15 新規	初期日本語教室の実施	地域支援課	日本語をほとんど話すことのできない外国人住民を対象とする「初期日本語教室」を開催し、外国人住民が日常生活を送るために必要な日本語を習得することを支援する。
16 新規	日本語指導ボランティアの 育成	地域支援課	外国人住民に日常生活に必要な日本語を教えるボランティアを養成する「日本語指導ボランティア養成講座」を開催し、日本語学習機会の拡大や、日本語教室実施体制の充実を図る。

(4) 日本社会に関する学習機会の提供

外国人住民が地域社会の中で生活していくためには、行政手続きや生活ルール、日本の習慣などについての理解を深めることが重要です。

本市では、行政手続きやサービスを掲載した「暮らしの便利帳」や「ごみカレンダー」「ごみの出し方ルールブック」を多言語化するなど、多言語での情報提供に努めてきました。

今後も、本市に転入してきた外国人住民が、日本社会についてより理解を深めることができるよう、多言語での情報提供やサービスの提供に努めていきます。

No.	事業	担当課	内容
17	転入外国人住民向けオリエンテーションの実施	各部署	制度や生活習慣などは国や地域、市区町村によって異なるため、本市へ転入してきた外国人住民が理解を深められるよう実施する。また、動画などを活用した情報提供について検討を進める。
18	多言語版『暮らしの便利帳』による情報提供	地域支援課	転入してきた外国人住民に多言語版「暮らしの便利帳」を配布し、本市の行政手続きや生活ルールなどについての理解促進を図る。
19	外国人住民向け『出前行政講座』の実施	各部署	行政手続きや生活ルールなどについて知ってもらう機会を提供するとともに、内容をより深く理解してもらうため、多言語資料などを作成する。また、外国人住民向けの講座メニューを作成し外国人学校や企業などへ周知する。
20	税制度に関する理解促進	税務課	外国人住民が税について理解を深められるよう、税に関する文書の多言語化や納税相談を通じた情報提供に努める。
21	『ごみカレンダー』・『ごみの出し方ルールブック』の多言語化	環境推進課	ごみの出し方は国や自治体によって異なるため、転入してきた外国人住民が困らないように、多言語での情報提供を行う。
22	外国人住民への図書館サービスの充実	図書館	外国語書籍の充実を図るとともに、外国人住民にとって利用しやすい・情報を得やすい図書館サービスを提供する。

◆指標

区分	項目	R 2 (実績)	R 6 (中間目標)	R 8 (最終目標)
成果 指標	市役所からの情報に対する満足度 ※1 (外国人住民アンケート)	70.9%	—	上昇 ※2
	外国人相談窓口における相談対応 件数	1,039件	1,380件	1,500件
活動 指標	行政文書の翻訳件数	218件	230件	250件
	「外国人相談窓口フェイスブック ページ」を活用した情報発信件数	78件	125件	150件

※1 「満足」「まあまあ満足」と回答した住民の割合の合計値

※2 外国人住民アンケートは令和7年度実施予定

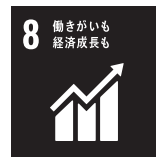
2 生活支援

(1) 教育環境の整備

外国にルーツを持つ児童生徒は、慣れない環境に加え、日本語能力が不十分であることから、集団での生活や学校での学習に困難が伴う場合があります。また、保護者の日本語能力や日本の教育制度への理解が十分でなく、学校との間でうまくコミュニケーションが取れないことがあります。

本市では、外国人児童生徒が就学の機会を逸することのないよう、学校生活や支援制度、その他学校制度全般について、多言語での周知やわかりやすい説明に努めてきました。また、外国人児童生徒が日本の学校生活に適応できるよう初期支援の実施や、日本語指導が必要な児童生徒への支援として、日本語指導講師や外国人支援相談員の配置など、指導体制の充実に努めてきました。

今後も、外国人児童生徒が早期に日本の学校生活に適応するため、初期支援の実施やきめ細やかな日本語指導、教育制度に関する情報提供などを推進していきます。



No.	事業	担当課	内容
23	外国人児童生徒の就学状況の把握	学校教育課	就学実態調査の実施により、外国人児童生徒の就学状況（不就学など）について把握し、適切な就学につなげる。
24	就学に関する多言語による情報提供・就学案内	学校教育課	「菊川市外国人児童生徒就学ガイドブック」などを利用し、本市へ転入してきた外国人住民が、学校生活について理解を深められるよう、情報提供を行う。
25	外国人児童生徒を対象とした初期支援	学校教育課	外国人児童生徒の公立小・中学校編入に向け、日本の学校生活に適應できるよう初期支援を行う。
26	日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援	学校教育課	学校における「特別の教育課程」による日本語指導や在籍学級における支援、日本語指導講師・外国人支援相談員の配置など、指導体制の充実に努める。
27 新規	日本語の学習支援体制の充実	学校教育課	外国人児童生徒の日本語能力に応じた指導を進めるとともに、日本語指導担当教員などに対して外国人児童生徒教育の研修を実施する。
28	外国人児童生徒を対象とした進路指導	学校教育課	各学校での個別面談や進路指導において進路についての詳しい説明を行い、外国人児童生徒が自分の将来について考え、進学や就職について早い段階で選択ができるようにする。
29	外国人児童生徒の保護者に対する意識啓発	学校教育課	各学校において、学校全体の保護者会で通訳する外国人支援員を配置したり、外国人児童生徒保護者を対象とした保護者会を開催したりすることで、外国人児童生徒の保護者へ、学校の取組や方針について理解と協力を求める。
30 新規	多文化共生・国際理解に関する教育の推進	学校教育課	言語・文化・習慣などの違いを認め合い、共生することができる多文化共生意識の醸成に努める。また、外国語活動や外国語科などの授業などを通じて、国際教育の推進を図る。
31 新規	幼児教育・保育の充実	こども政策課	市内幼稚園、保育園、認定こども園と連携しながら、言語や習慣面での配慮を行い、外国人の子どもへの受入れや幼児教育・保育の充実に取り組む。

(2) 労働環境の整備

外国人労働者は派遣や業務請負会社の非正規労働者として就労する割合が比較的高く、不安定な労働条件や短期間のサイクルで転職する傾向が見られ、生活基盤が安定しない場合も少なくありません。また、日本の法令・制度を十分に理解できていないことにより、労働条件に係る問題が生じる場合も少なくありません。

今後も、外国人労働者の安定した就業環境を確保するため、関係機関と連携した就労支援や、外国人労働者を雇用する企業などに対し、就業環境の改善やサポートに関する情報提供などを推進していきます。

No.	事業	担当課	内容
32	ハローワークなどとの連携による就業支援	商工観光課	外国人住民の就業機会を確保するため、ハローワークなどの関係機関と連携して就業支援を行う。また、仕事が見たい・正社員になりたい外国人住民のための相談窓口（県事業など）の周知を図る。
33	外国人就業環境の改善	商工観光課	企業訪問やメーリングリストの活用などにより外国人労働者の就業環境の改善に係る情報提供を行う。また、外国人を雇用する企業の様々な悩みをサポートする相談窓口（県事業など）の周知を図る。
34 新規	外国人生徒に対する就業支援	地域支援課	外国人学校（ブラジル人学校など）に通う生徒に対して、就職に必要な情報などを提供する。また、外国人生徒の正規雇用に向けた取組（県事業など）の実施支援を行う。

(3) 防災・防犯・交通安全への意識啓発

外国人住民の中には、地震や台風などの自然災害に対する知識や経験が少ないため、防災に対する意識が低く、緊急時の備えが十分でない人もいます。また、自治会や近隣住民とのつながりが少ないため、災害発生時には安否確認や情報伝達、避難所生活などにおいて困難な状況となることが予想されます。防犯・交通安全に関しては、言語や法律、習慣の違いなどに起因する犯罪の発生や、道路標識の理解不足などに起因する交通事故なども発生が心配されています。

今後も、平常時から多言語による防災情報の提供や防災意識の啓発、地域防災訓練への参加促進などを実施し、外国人住民の防災意識の向上を図ります。また、災害時の情報伝達手段や、避難所の案内表示などの多言語化を推進します。併せて、防犯・交通ルールに関する情報提供の多言語化や、講座・教室の開催などを通じて、日本社会の中で安全安心に暮らせる環境づくりを進めていきます。

No.	事業	担当課	内容
35	防災情報の周知・ 防災意識の啓発	危機管理課	地震・風水害などの災害に対する情報や防災に関する各種資料の多言語化・やさしい日本語化を進め、外国人住民に防災情報を周知する。また、外国人住民向けの防災出前行政講座の実施により、防災意識の啓発に努める。
36 新規	地域防災訓練への参 加促進	危機管理課	災害体験が少ない外国人住民が多く、災害発生時には混乱が予想される。地域防災訓練などへの参加を通して、地域住民との融合を図るとともに、地域防災における外国人住民の受入れについて、住民の理解促進を図る。
37	災害時の情報伝達手 段の多言語化	危機管理課 地域支援課	市防災メール「茶こちゃんメール」や、「外国人相談窓口フェイスブックページ」による、多言語での災害情報提供の充実を図る。また、様々な機会を活用して、茶こちゃんメール、フェイスブックページを周知し、登録促進を図る。
38	避難所案内表示など の多言語化	危機管理課 地域支援課	避難所内の案内表示などの多言語化を進め、外国人住民が安心して利用できる環境を整える。
39	防犯・交通安全に関 する意識の啓発	地域支援課	防犯・交通ルールに関する情報提供の多言語化ややさしい日本語化を促進し、周知を図る。また、外国人住民を対象とした講座や出前講座などを活用し、意識啓発に努める。

(4) 安心して暮らせる環境づくり

外国人住民にとって医療・保健・福祉・子育てなどの各種サービスは、制度の複雑さや、母国との制度の違いなどから理解することが難しいという現状があります。そのため、受けることのできるサービスを受けていなかったり、保険に未加入になっていたりすることがあります。また、医療機関への受診や救急通報などにおいて、日本語能力が不十分であることから、意思疎通が図れない場合があります。さらには、新型コロナウイルス感染症の流行により、様々な行政サービスについて、多言語対応を図ることの必要性が認識されました。

今後も、外国人住民が安心して生活していくために、医療・保健・福祉・子育てなどの各種サービスに関する多言語での情報提供や、各種相談に対する多言語や、やさしい日本語での対応を推進していきます。

No.	事業	担当課	内容
40	『公的医療保険制度』の情報提供	市民課	税や社会保障の仕組みは国や地域、市区町村によって異なるため、本市へ転入してきた外国人住民へ情報提供を行い、公的医療保険制度の加入について意識啓発を図る。
41	多言語による市内医療機関情報の提供	地域支援課	本市へ転入してきた外国人住民へ市内医療機関に関する情報を提供する。
42 新規	火災・救急通報への多言語での対応	消防署	火災・救急の119番通報時における多言語対応（多言語通訳コールセンターとの3者通話）や、火災・救急現場における音声翻訳アプリの活用を行う。
43	健康診断や健康相談などにおける多言語対応	健康づくり課	年齢などにより検診の対象となった外国人住民への案内通知の多言語化や、健康相談をやさしい日本語で対応する。
44 新規	子ども・子育てサービス提供における多言語対応	こども政策課 子育て応援課	外国人住民が子ども・子育てなどのサービスを適切に利用できるよう、サービスの内容や利用手続きについて、多言語による情報提供や対応を行う。
45 新規	福祉サービス提供における多言語対応	福祉課 長寿介護課	外国人住民が介護、福祉などのサービスを適切に利用できるよう、サービスの内容や利用手続きについて、多言語による情報提供や対応を行う。
46 新規	感染症流行時における多言語対応	健康づくり課 地域支援課	感染症に関する多言語による情報提供や、国・県などが開設する多言語相談窓口の周知を図る。
47	外国人住民がスポーツに触れ合う機会づくり	社会教育課	外国人住民がスポーツに触れ合う機会を創出するため、体育施設の貸出や、スポーツイベントのチラシなどの多言語化を進める。
48	住居に関する情報の提供	都市計画課	市営住宅や県営住宅や、市内の民間賃貸住宅に関する情報を提供するなど、外国人住民に対する居住支援を行う。

◆指標

区分	項目	R 2 (実績)	R 6 (中間目標)	R 8 (最終目標)
成果 指標	公立中学校へ通う外国人生徒の高校 進学率（学校基本調査）	83.3%	93%	95%
	防災訓練に参加する外国人住民数	143人※1	150人	160人
活動 指標	不就学児童生徒への家庭訪問実施率 ※2	100%	100%	100%
	防災に関する外国人住民向け『出前 行政講座』などの実施回数	1件	2件	3件

※1 令和2年度の地域防災訓練は新型コロナウイルス感染症の影響により規模縮小したため令和元年度の参加者数を実績値とする。

※2 就学実態調査にて判明した不就学の可能性がある児童生徒の家庭数に対する訪問件数の割合

3 多文化共生の地域づくり

(1) 多文化共生の意識啓発

多文化共生のまちづくりを進めるために、日本人と外国人住民が相互理解を深める必要があります。

しかし実際には、外国人コミュニティの中で生活しているため、多くの外国人住民は、日常的に地域の人と交流がありません。また、日本人住民も同様に、外国人住民との交流が進んでいないため、互いの文化に触れる機会がなく、理解不足からトラブルが生じることもあります。

受け入れる側の日本人住民が多文化共生について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人住民も、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要です。

今後も、多文化共生社会への理解促進や啓発につなげるために、多文化共生に関する講座の開催や、日本人と外国人住民の交流の場づくりを推進していきます。

No.	事業	担当課	内容
49	多文化共生社会への理解の促進	地域支援課	多文化共生に関する情報を市広報やホームページなどへ掲載し、多文化共生社会への理解の促進を図る。
50	多文化共生推進の視点での講座などの開催	地域支援課	主に日本人住民を対象に多文化共生意識の啓発や外国人住民に対する差別や偏見の解消につながる講座などを実施する。
51 新規	日本人と外国人住民の交流の場づくり	地域支援課	外国人住民の母国の文化や日本文化などを紹介する交流イベントを開催するなど、地域住民が交流する機会を設ける。
52	外国語を学習する機会の提供	地域支援課 社会教育課	外国語学習を通じて、他国・他文化についての理解や教養を深め、異文化に理解ある人材を育成する。
53 新規	市職員の多文化共生意識の啓発	地域支援課	市職員が多文化共生の視点を持って窓口での対応や施策を行うことができるよう、情報提供や研修などを実施する。

(2) 地域社会への参画促進

本市では自治会やコミュニティ協議会など、様々な団体により多様な地域活動が行われていますが、これらの活動に参加する外国人住民は多くありません。また、外国には日本のようなコミュニティ組織がないこともあり、地域活動への理解が進んでいないという現状もあります。

人口減少・少子高齢化が進展する中、外国人住民は地域社会を支える貴重な担い手です。また、地域で活躍している外国人住民が多文化共生施策に関与することで、取組の質の向上も期待されます。

今後も、外国人住民が地域の一員として主体的に地域活動に参画できるよう、活動に関する情報を積極的に提供し、活動への理解や参加の促進を図ります。また、多文化共生サポーター制度などを活用し、多文化共生推進の担い手となる市民団体や人材の育成に努めていきます。

No.	事業	担当課	内容
54	自治会への理解と加入促進	地域支援課	外国人住民が地域の一員として暮らしやすいよう、自治会の目的やルールなどの情報を多言語で提供し、自治会への加入や活動への参加を促進する。
55 新規	地域イベントなどへの参加促進	地域支援課	地区コミュニティ協議会などが企画するイベントや行事などへの参加を促進し、地域住民と外国人住民が相互に交流し、理解を深める場づくりを推進する。
56	国際交流協会への活動支援	地域支援課	市民レベルでの、日本人と外国人住民の相互理解と地域の国際化を目指した協会の活動支援を行う。
57	多文化共生推進団体などへの支援	地域支援課	多文化共生の推進などを目的に活動する団体の取組を支援することで、地域活動への外国人住民の参画や活躍を推進する。
58 新規	多文化共生の担い手、人づくり	地域支援課	多文化共生推進の担い手となる市民団体や人材（日本人・外国人住民）の発掘、育成に努める。また、担い手同士の連携を支援する。
59	多文化共生サポーター制度の充実	地域支援課	ボランティア活動を通じて日本人と外国人住民の市民レベルでの交流を促進する「多文化共生サポーター制度」の効果的な運用を図る。また、外国人住民の登録を促進することで、外国人住民キーパーソンの発掘につなげる。

(3) 多様性を生かした地域づくり

市内には「永住」「定住」の在留資格を持つ外国人住民が多く、定住化の傾向が見られます。また、年齢構成が若いことなどもあり、地域経済の担い手としても欠かせない存在となっています。

今後も、外国人住民の能力や多様性、独自の視点を地域づくりに生かし、活躍の場を広げていくことで、地域の魅力発信や、地域の活性化につなげていきます。

No.	事業	担当課	内容
60	国際交流イベントの開催支援	地域支援課	外国人住民の強みや独自の視点を生かした国際交流イベントの開催支援を行い、多様性に対する理解を促進する。
61 新規	多文化共生を推進する新たな取組の推進	地域支援課	多文化共生の推進を目的とした、市民団体など新たな取組の発掘や、実施支援などを行うことで、地域の活性化につなげる。
62 新規	地域で活躍する外国人住民の紹介	地域支援課	地域で活動する外国人住民やグループの頑張り・活躍を、市広報やホームページなどで紹介する。また、外国人住民が関わる活動やイベントに関する情報を多様なメディアを通じて発信する。

◆指標

区分	項目	R 2 (実績)	R 6 (中間目標)	R 8 (最終目標)
成果 指標	多文化共生サポーター登録数 (個人・団体)	21	30	40
	地域の人との交流があると回答した外国人住民の割合 (外国人住民アンケート)	51.4%	—	60% ※1
活動 指標	多文化共生推進講座の開催件数	4件	4件	4件
	多文化共生に関する活動を行う市民団体数	4団体	6団体	7団体

※1 外国人住民アンケートは令和7年度実施予定

4 推進体制の整備

(1) 多文化共生推進体制の整備

本指針に基づく多文化共生施策を適正かつ効果的に実施するため、庁内の関係各課と情報共有や進捗管理を進めていきます。また、国・県との役割分担を明確にしながら、各機関・団体と協力、連携し、多文化共生のまちづくりを推進します。

No.	事業	担当課	内容
63 新規	指針の進行管理	地域支援課	「菊川市多文化共生庁内推進委員会」を設置し、多文化共生施策の実施状況、指針の進捗状況の報告・評価を行い、指針の推進を図っていく。
64	関係部局との横断的な連携	地域支援課	多文化共生社会の実現に向けて、市の多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進するため、「菊川市多文化共生庁内推進実務検討会」を開催し、多文化共生施策の担当部局と横断的な連携を行いながら、施策を推進する。
65	国際交流協会との連携促進	地域支援課	市が多文化共生のまちづくりを推進するうえで必要不可欠なパートナーである国際交流協会との連携を促進する。
66	外国人住民からの意見聴取	地域支援課	外国人住民の意見や要望を指針の推進や施策に反映するため、外国人住民や関係機関との意見交換を実施する。 また、外国人住民への意識調査など広く意見を聴取する機会を確保する。
67	関係機関との連携・協力	地域支援課	市単独では解決できない課題について、国、県、近隣市町などの関係機関と連携を行い、指針の推進や施策の充実を図る。

参考資料

第4次菊川市多文化共生推進行動指針策定の過程

日程	会議等	内容
令和2年度		
令和2年12月～ 令和3年1月	実態調査	多文化共生に関する市民アンケート
令和3年度		
令和3年4月～7月	多文化共生関係機関からの意見聴取	外国人住民を取り巻く現状、課題について
令和3年6月14日	第1回庁内策定実務検討会	第4次多文化共生推進行動指針骨子（案）について
令和3年7月	第2回庁内策定実務検討会（各課ヒアリング）	第4次多文化共生推進行動指針事業内容（案）について
令和3年9月21日	第1回多文化共生推進行動指針庁内策定委員会	第4次多文化共生推進行動指針（案）について
令和3年10月	第3回庁内策定実務検討会（書面開催）	第4次多文化共生推進行動指針（案）について
令和3年12月～ 令和4年1月	市民意見公募	パブリックコメント実施

菊川市多文化共生推進行動指針庁内策定委員会要綱

(設置)

第1条 菊川市多文化共生推進行動指針を円滑かつ効率的に策定するための庁内組織として、菊川市多文化共生推進行動指針庁内策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 菊川市多文化共生推進行動指針の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、多文化共生社会を実現及び推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会に委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、各部部長及び各部連携調整室主幹又は係長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(菊川市多文化共生推進行動指針庁内策定実務検討会)

第6条 委員会に、第2条に規定する所掌事務を分掌させるため、菊川市多文化共生推進行動指針庁内策定実務検討会（以下「検討会」という。）を置く。

- 2 検討会に会長及び会員を置く。
- 3 会長及び会員は、委員長が指名する職員をもって充てる。
- 4 会長は、検討会の事務を掌理する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、検討会に属する会員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、委員会への出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部地域支援課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失う。



菊川市 総務部 地域支援課

令和4年3月

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61番地

電話：0537-35-0925 FAX：0537-35-0977

E-mail：tabunka@city.kikugawa.shizuoka.jp